令和８年度版

学校いじめ防止基本方針

目黒区立目黒中央中学校

１　基本方針策定の意義

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼし、心に長く深い傷を残すものである。いじめは絶対に許されない行為であり、全ての生徒は、いじめを行ってはならない。

本基本方針は、いじめは目黒中央中学校でも起こりうるという認識の下、いじめの未然防止、早期発見、早期対応及び重大事態への対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するために定めるものである。

２　いじめの定義

東京都いじめ防止対策推進基本方針に則り、以下のように定める。

「いじめ」とは、本校生徒に対して、一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

３　いじめ防止等に関する組織と運用

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うための組織「学校いじめ対策委員会」を設置する。学校いじめ対策委員会は、週１回（原則として火曜日１校時）開催する。

学校いじめ対策委員会の構成員は、以下の通りとする。

【構成員】校長・副校長・教育相談主任・生活指導主任・養護教諭・各学年主任・
特別支援学級主任特別支援教育コーディネーター・スクールカウンセラー
（以降「ＳＣ」と表記）・専門員

また、「学校いじめ対策委員会」を支援する組織として「学校サポートチーム」を設置する。学校サポートチームの構成員は、学校いじめ対策委員会に加え、以下の通りとする。

【構成員】警察職員・児童福祉司・子ども家庭支援センター職員・学校医
民生児童委員（主任児童委員を含む）・スクールソーシャルワーカー

４　いじめの防止等に関する取組

次の４つの段階に応じて、いじめ防止などに取り組む。

（１）未然防止

・校長講話、講師の人権講話による「いじめは絶対に許されない」という雰囲気の醸成
・朝読書を実施することによる心の安定
・学校行事【体育祭、文化祭】などを通して他者を思いやる心、認め合う心の育成
・「いじめ問題を考えるめぐろ子ども会議」の実施による生徒自らがいじめ撲滅をしようとする意欲の向上

・生徒及び保護者を対象としたいじめ（ネット上のいじめも含む）防止のための啓発活動の推進
・H&S、HP、学年だより、学校だより、家庭訪問などを通じた家庭との緊密な連携
・年 10 回の校内研究を通じた教職員の資質の向上

（２）早期発見

・生徒がいじめを訴えやすい体制の整備

年３回（6 月、9 月、2 月）のアンケート、教育相談月間（二者面談）、

年 2 回（7 月、12 月）の三者面談、ＳＣによる 1 年生は全員・2,3 年生は転入生面接

・生活指導連絡会による保健室（養護教諭）、相談室（ＳＣ）との情報共有
・生徒向け相談窓口の配信や電話相談カードなどの配布による相談機関の周知と活用
・学年会議や職員会議で教職員全体によるいじめに関する情報の共有

（３）いじめへの対処

客観的事実と根拠に基づき、以下のように対処する。

・いじめと思われる行為を発見したら学年主任と管理職への報告の徹底と迅速な対応
・いじめられた生徒及びいじめを知らせてきた生徒の安全の確保
・いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保
・教育的配慮の下、いじめた生徒への指導
・いじめを見ていた生徒が自分の問題として捉えられるようにする指導
・保護者への支援や助言及びＰＴＡ役員との連携
・教育委員会及び子ども家庭支援センター、児童相談所など関係機関との連携
・いじめが犯罪行為として取り扱われる懸念がある事案について警察との相談
・学校は、重大事態と思われる案件が発生した場合には、直ちに目黒区教育委員会、東京都教育委員会を通して、文部科学省に報告

（４）特別な支援が必要な生徒への配慮

特別な支援が必要な生徒についての情報共有は、諸会議または委員会で情報共有を行い、学級担任と学年主任、特別支援コーディネーターなどが連携して対応する。

５　インターネットを通じて行われているいじめへの対応

・被害実態の把握
・SNS などでの情報の拡散防止（削除依頼など）

対応については、上記**４（２）、（３）**に順ずる。

６　年間計画

以下のように、年間でいじめ対策に取り組む。

・学校いじめ対策委員会を週１回（原則水曜日）行う。
・第１学年の生徒は、ＳＣによる全員面接を行う。（４月～７月）
・教育相談期間を設定し、担任と生徒による二者面談を行う。（５月～６月）
・ふれあい月間を設定して、いじめ把握のためのアンケートを行う。アンケートの実施時期は６月、９月、２月とし、記名２回、無記名１回実施する。
・本校第１学年の生徒と校区内小学５年生の児童が中心となって、「いじめ問題を考えるめぐろ子ども会議」を行い、いじめが起こらないための工夫や、いじめへの対応について考え、憲章を作成する。

７　重大事態の発生と調査

（１）重大事態の定義

目黒区いじめ防止基本方針に則り、以下のように定める。

ア　いじめにより当該学校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた、又はその疑いがあると認められる場合

イ　いじめにより当該学校に在籍する生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められる場合

（２）重大事故発生時の対応

客観的事実と根拠をもとにして以下のように対応する。

・いじめられた生徒及びいじめを知らせてきた生徒の安全の確保
・いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保
・教育的配慮の下、いじめた生徒への指導
・教育委員会及び関係機関との連携
・保護者への支援（助言など）、及びＰＴＡ役員との連携
・いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案について警察との連携
・重大事態に係る事実関係を明確にするための調査の実施
・重大事態の調査結果についての第三者による調査（再調査）への協力